

たのしいでんき プラン別説明書

EV 低圧電力プラン

2025 年 5 月 1 日実施

HTBエナジー株式会社

たのしいでんきプラン別説明書

〔EV 低圧電力プラン〕

目 次

1	契約種別	3
2	EV 低圧電力プラン	3
3	本説明書の変更および廃止	5

たのしいでんきプラン別説明書 EV 低圧電力プラン(以下、「本プラン」といいます。)は、当社のたのしいでんき約款(以下、「たのしいでんき約款」といいます。)に基づき、低圧電力をご使用の法人もしくは個人事業主のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2025 年 5 月1 日より実施し、お客さまにより本プランへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 受付条件

- (1) 契約電力が 3 キロワット以上であること。
- (2) 従量電灯1拠点につき、低圧電力1拠点の申込であること。

3. 料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき 料金表」において、定めます。

4. 契約期間等

本プランによるお客さまの需給契約の契約期間等は、たのしいでんき約款7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず、次のとおりとします。

- イ. 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 3 年後の応当日までといたします。
- ロ. 契約期間満了に先だて、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ. 最低利用期間はたのしいでんき約款 14(料金の適用開始の時期)で定める料金の適用開始日以降3年後の応当日までといたします。最低利用期間内に、需給契約の消滅した場合、当社が定める期日までに解約違約金としてたのしいでんき約款 49(手数料等)で定める額を支払っていただきます。

たのしいでんき 料金表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 力 需 要	EV 低圧電力プラン 北海道	低圧電力
	EV 低圧電力プラン 東北	低圧電力
	EV 低圧電力プラン 東京	低圧電力
	EV 低圧電力プラン 中部	低圧電力
	EV 低圧電力プラン 北陸	低圧電力
	EV 低圧電力プラン 関西	低圧電力
	EV 低圧電力プラン 中国	低圧電力
	EV 低圧電力プラン 四国	低圧電力
	EV 低圧電力プラン 九州	低圧電力

2 EV 低圧電力プラン

低圧電力をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) EV 低圧電力プラン

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電力が原則として 3 キロワット以上 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

八、 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二、 契約電力

契約電力は、契約主開閉器により定めることとし、契約電力は契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

② 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合、契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732

ホ、 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

エリア	契約電力 1 キロワットにつき
北海道	618 円 20 銭
東北	630 円 30 銭
東京	731 円 97 銭
中部	550 円 00 銭
北陸	539 円 00 銭
関西	460 円 90 銭
中国	568 円 70 銭
四国	554 円 40 銭
九州	571 円 44 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

「たのしいでんき約款」別表 5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額に相当するものとして、1 キロワット時につき 2 円 75 銭を下記の単価に含みます。

エリア	夏季 1 キロワット時につき	その他季 1 キロワット時につき
北海道	28 円 44 銭	28 円 44 銭
東北	29 円 43 銭	27 円 93 銭
東京	24 円 73 銭	23 円 23 銭
中部	22 円 89 銭	21 円 39 銭
北陸	21 円 91 銭	20 円 91 銭
関西	20 円 94 銭	19 円 94 銭
中国	24 円 82 銭	23 円 82 銭
四国	25 円 32 銭	23 円 82 銭
九州	23 円 25 銭	21 円 75 銭

夏季 7 月 1 日から 9 月 30 日まで

その他季 夏季以外の日

(ハ) 割引

供給開始日が属する月を 1 ヶ月目として、1 ヶ月目から 12 ヶ月目までの期間の各月間使用量の平均値(以下、「平均月間使用量」といいます。)に応じて 14 ヶ月目以降 12 ヶ月間において、以下の計算式を用いて算出した額を料金が

ら割り引きします。なお、12ヶ月間の割引内容は13ヶ月目に判定するものとし、契約電力(kW)の数値は、契約電流(A)については、10Aを1kWと換算し、契約容量(kVA)については、1kVAを1kWと換算します。

① 1ヶ月目から12ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に20を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×50%

② 1ヶ月目から12ヶ月目までの期間の平均月間使用量が、当該期間の最終日の契約電力に40を乗算した数値以上の場合、各12ヶ月目の基本料金×100%

以後、 $[12 \times n + 1]$ ヶ月目毎を1ヶ月目として、上記と同様に割引内容の判定および割引をします(※)。

ハ. その他

力率割引は適用されません。

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

なお、動力単体のお申込みは不可とします。

3 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社WEBサイトに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2 の 2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。

(※)13ヶ月目から24ヶ月目までの期間の平均月間使用量に応じて26ヶ月目以降12ヶ月間において、①②の計算式を用いて算出した額を料金から割り引きします。なお、12ヶ月間の割引内容は25ヶ月目に判定するものとします。

25ヶ月目から36ヶ月目までの期間の平均月間使用量に応じて38ヶ月目以降12ヶ月間において、①②の計算式を用いて算出した額を料金から割り引きします。なお、12ヶ月間の割引内容は37ヶ月目に判定するものとします。

以後、同様に繰り返します。